第６８回淡路島まつり「おどり大会」
露店出店に関する遵守事項

１．基本事項

「淡路島まつり」を支える一員として、すべての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心がけてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店料は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

２．出店応募に関して

（１）１出店者につき１区画のみの申し込みとします。複数の申込をした場合は、そのすべてを無効とします。

（２）販売品目は、３品目までとします。申請書に、主とする販売品目１点と、その他の品目に分けて記載してください。

（３）「おどり大会」の出店期間は２日間とします。出店者の都合により１日のみの出店とする場合でも、日割りによる出店料の返金はしません。

（４）出店申込みが規定の店舗数に達しない場合、主催者は、出店エリアの縮小等必要な措置を講じる場合があります。

（５）食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問合わせ、確認してください。

（６）出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。なお、書類提出後は、次の事項を除き、申請内容の変更はできません。

ア　販売品目の変更

追加資料の提出（募集要項Ｐ７参照）までの変更は認めます。その際は出店申請書の販売品目記入欄に変更後の品目と、変更した旨を記入して、再度提出してください。以降の変更は認めません。

イ　営業補助者の変更又は追加

新たに従事する者の「営業補助者登録申請書」を作成し、速やかに提出してください。

（７）出店区画は、抽選により決定します。

（８）出店店舗数が規定数に達しない場合でも、追加募集はしません。

３．出店区画について

「淡路島まつり」においては、まつり開催中に実施する交通規制の区域に基づき、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定し

ます。
　指定する出店区画以外の場所では、別に定める者を除き、主催者として出店は認めません。
　出店区画は、抽選により決定します。なお、出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【出店エリア】

◇出店区画は、上記に基づき主催者が指定する区画とし、原則として道路（歩道）敷地となります。
◇出店区画の規格は、間口３ｍ×奥行２ｍとします。
◇出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
◇休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
◇油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
◇備品及び商品の保全は出店者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

４．出店商品・販売に関して

（１）法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法を行わないでください。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、充分ご注意ください。
法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては、出店中止の措置をとります。

例）危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法

（２）出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とするとともに、他の店舗との調和に配慮すること。ただし、これは事前の申し合わせによる統一価格の設定を求めるものではありません。
（３）主催者が指定する区画以外を利用し販売することは禁止します。
（４）拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
（５）調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用すること。煙により、近隣及び来場者から苦情等があった場合は、使用を取りやめていただくことがありますので、取扱いには充分注意してください。
（６）移動販売車による販売は、認めません。

５．店舗の運営に関して

（１）主催者が、「淡路島まつり」の開催内容の中止、営業時間の変更又は交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。

（２）出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、道路使用許可条件及び出店許可条件並びに主催者の指示を遵守して行ってください。
※まつり期間中、会場周辺で交通規制が行われますので、規制状況をよく確認してください。
（３）資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。
（４）搬入用の車は実行委員会が指定した駐車場に止めてください。
（５）周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
（６）店舗消灯時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
（７）喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
（８）主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

６．出店者の責任・補償

（１）購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
（２）食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように充分注意してください。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
（３）万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部（7/31～8/1：うまづめ眼科駐車場）に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
（４）主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
（５）出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負います。
（６）出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
（７）事故等が発生した場合は、第一に現場の安全を確保の上、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

７．衛生・原状回復に関して

（１）食品を取扱う出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
（２）出店により発生したゴミは、主催者が指定する方法により排出してください。
（３）出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等の廃棄をしないでください。
（４）出店区画及びその周辺が油・飲料等で汚れが生じないよう処置してください。また、お客様の飲食時に会場周辺が汚れないよう、飲食物は携行に耐える器等に入れて販売してください。
（５）営業中及び営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力してください。（区画ごとに清掃割当時間を設けます。割当時間内は、責任を持って清掃してください。）

（6）「淡路島まつり」終了後は、出店区画の原状回復を行ってください。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。

（７）出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復してください。

８．出店料及び営業補償の考え方

出店料は、淡路島まつり「おどり大会」開催期間（７月３１日・８月１日の２日間）の出店を対象としています。１日のみの出店であっても、日割りによる出店料の返金はしません。また、販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

なお、「淡路島まつり」の中止に関しては、下記のとおりの取扱いとします。

（１）主催者の都合又は主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、主催者が「淡路島まつり」のすべての開催内容を中止する場合は、出店不可とし、出店料も返金しません。

（２）主催者の都合又は主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、営業時間を変更（短縮を含む）した場合は、出店料は返金しません。

（３）上記のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。

（４）募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償しません。

９．製造物責任及び賠償保険の取扱い

（１）出店により生じた第三者への損失補償に備え、各出店者は、主催者指定の製造物責任及び賠償保険に加入していただきます。その保険料は、出店料に含みます。

（２）保険事故が発生した場合は、第一に現場の安全を確保の上、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

10．暴力団排除に関して

（１）兵庫県暴力団排除条例及び洲本市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。

（２）自己（申請者）及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないようご注意ください。該当した場合は、出店を取り消すこととします。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）

イ　同一生計者に暴力団員がいる者

ウ　暴力団員がその経営に実質的に関与している。

エ　暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（３）主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

11．ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

（１）ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器を設置すること。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておいてください。

（２）ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。

（３）プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは２m以上離して管理してください。

（４）カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、２台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があります。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。

（５）店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。

（６）ＬＰガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用してはいけません。

（７）ＬＰガスボンベは転倒しないよう設置し、火気と概ね２m以上離れた位置もしくは不燃材料（１２mm以上の石膏ボード等）で遮蔽した位置に設置してください。

（８）カセットコンロを使用する場合は、正しい取扱いをしてください。

（９）ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用してください。

（10）まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施してください。

（11）水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用してください。

（12）電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしてください。

（13）玩具用煙火（花火）の販売は禁止します。

12．電源について

（１）「おどり大会」においては、主催者で配電設備を各出店区画にコンセント１口、容量５００ｗを上限としてご用意いたします。５００ｗを超える配電設備をご希望の方は５００W毎に別途料金を徴収し、主催者で設備を用意します。

（２）主催者が設置する配電設備は、コンセントまでです。照明器具等の機器及び機器までの配線設備は、必要に応じ申請者で準備してください。

（３）電源容量オーバーによる停電等は、周辺の店舗にも多大な迷惑をかけることになるとともに、いかなる場合においても営業補償は行わないので、電源の使用には充分留意してください。

13. 上水について

（１）上水については、主催者が指定する場所のみ開放を行います。

14. 駐車場について

（１）「おどり大会」当日の出店関係車両の駐車場は、洲本市立第２小学校に駐車してください。

15. その他

募集要項及び遵守事項において補足の必要が生じた場合は、「淡路島まつり」のホームページに適宜、掲載します。

また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で中止・日程変更する場合も同様に、同ホームページに掲載します。